

「関与取り消し訴訟」での不当判決に抗議する(談話)

2019年10月24日
安保破棄中央実行委員会
事務局長 東森英男

福岡高裁那覇支部(大久保正道裁判長)は23日、辺野古埋め立て承認撤回を取り消した国土交通大臣の決定は「違法な国の関与」であるとして沖縄県が国を訴えた「関与取り消し訴訟」について、却下する不当な判決をおこないました。

私たちは、安倍政権に追随して、新基地建設に反対する沖縄の民意を顧みない今回の判決に強く抗議します。

沖縄県は、故翁長雄志前知事の遺志にもとづいて昨年8月、軟弱地盤や活断層など辺野古埋め立て承認の条件に反する事項が明らかになったことなどを理由に、埋め立て承認を撤回しました。これに対して沖縄防衛局は、国民を救済するための行政不服審査法を乱用し、「私人」を装って国土交通相に審査請求し、国土交通省は今年4月、部内の審査により撤回を取り消しました。これは、すべて安倍政権内部の手続きによる「自作自演」であり、許されません。これを追認する今回の判決は、司法の役割を放棄したものといわなければなりません。

この判決に対して、沖縄県は上告する意思を示しており、たたかいはさらに続きます。

そしてもう1つ、沖縄県が国を訴えた「抗告訴訟」が進行しており、11月26日に那覇地裁で第1回口頭弁論が開かれます。この訴訟は、上記の国土交通相の採決の内容を問題にする訴訟であり、国の権力行使によって被った不利益の取り消しを求める裁判です。私たちはいま、この裁判の勝利に向けて団体署名などのとりくみをすすめています。

私たちは、辺野古新基地を中止し、普天間基地の無条件返還をかちとるために、さらに運動を広げる決意です。

以上